

第1章 「民軍協力問題」についての考察

篠田 英 朗

(広島大学平和科学研究センター准教授)

はじめに

国際平和活動や人道・開発援助の現場において、「民軍協力=CIMIC (Civil Military Cooperation)」¹は一つの確立された用語となっている。もっとも「民軍協力=CIMIC」という語が意味する範囲に広範な了解があるわけではなく、同じ用語が用いられている場合でも、人によって、あるいは場面によって、意味されている活動等の具体的内容は異なっているかもしれず、あるいは背景にある政策的含意が異なっているかもしれない。

しかしそれでも今日の国際平和活動や国際人道・開発援助の実務家や研究者の間で広範に共有されているのは、「民軍協力」と言われる一群の問題領域が存在しており、それは多くの国際平和活動や国際人道・開発援助の現場において、しばしば深刻な重さを持って現れてくる問題群である、という感覚である²。

したがって「民軍協力」問題を形作っているのは、第一義的には「現場」に存在する現実である。しかし同時に重要なのは、国際平和活動や国際人道・開発援助活動に従事する者が捉える現実の「認識」の中に、「民軍協力という問題」が刻印されてきているという点である。つまり「民軍協力」は、何らかの先行する学術的定義によって抽出されてくるような概念枠組みのことではなく、また何らかの国際組織などがプログラム化して実施しているようなものでもない。

こうした問題の性質を考慮して、本章では、検討対象とする「民軍協力」問題を、次のようなものとみなす。つまり本章は、「民軍協力」問題とは、**国際平和活動や人道・開発援助活動の場で、軍事組織と文民組織が遭遇**

¹ 本章が「CIMIC」などの一般的に用いられる用語に対応した「民軍協力」という語を用いるのは、実際の活動において見られる問題の性格を描き出そうとする意図のためである。

² より客観的には、「民軍関係 (Civil-Military Relations)」の問題とすべきであるが、伝統的には「民軍関係」は、「政軍関係」や「文民統制」の問題を扱う用語として定着しているのは確かである。See Samuel P. Huntington, *The Soldier and the State: the Theory and Politics of Civil-Military Relations* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1957); 本論文集序章、参照。

する時に生じる問題の一群である、と理解する。

ここで本章が「民軍協力」と呼ぶのは、一つの「問題領域」である。そしてもしわれわれがそれを一つの「問題領域」として検討していくべきであるとするならば、まずもってわれわれは現実の事象の描写を積み上げていかなければならない。しかし同時に、「民軍協力」という問題とは、いったいどういう性質を持った問題なのか、という問いを発し続けていかなければならない。

本章は、「民軍協力」に関する詳細な情報を満載したものではない。むしろ個別的な事例の検討は、他の章に譲っている。本章が試みるのは、幾つかの事例を参照しつつも、ただ一つの問いを投げかけることである。つまり「民軍協力とは、どのような問題なのか」、という問いを、正面から投げかけることである。この問いに取り組むこと、それが本章の目的である³。

I なぜ「民軍協力」問題が生まれるのか

ここではまず「民軍協力」問題が生まれる背景について考察を加えてみたい。軍事組織と文民組織が遭遇する場面自体は、人類の歴史の中で、幾度も繰り返されてきた決して新奇とは言えない場面であると言える。第二次世界大戦などの国家間戦争の後の戦後復興の歴史や、米国の南北戦争のような内戦の後の戦後復興の歴史の双方において、「民軍協力」問題は存在していたと言ってよい⁴。

しかし例えば「CIMIC」という語が、国際平和活動や人道・開発援助活動における軍事組織と文民組織の遭遇をめぐる問題として意識されるようになったのは、それほど昔のことではない。おそらく 1990 年代後半からの出来事であると言ってよいであろう。冷戦時代に「民軍関係 (civil-military relations)」と言えば、いわゆる「文民統制」の問題とほぼ同義で、政治家や官僚と、職業軍人層との間の関係を示していた⁵。ところが 1990 年代後半に、いわば突然、新しい

³ 以降の議論は、2005 年 7 月 1 日開催された防衛研究所研究会で報告した「CIMIC 問題とイラクの平和構築」の内容をもとにしている。

⁴ 篠田英朗「米国による紛争後の国家再建：軍事力のジレンマと理念主義のジレンマ」、『現代思想』(2004 年 9 月号)、188-200 頁、参照。

⁵ ただし実際には、「民軍関係」を、国際平和活動の文脈で用いる場合も、学術的文献ではしばしば見られる。See, for instance, Michael C. Williams, *Civil-Military Relations and Peacekeeping, Adelphi Paper 321* (Oxford: Oxford University Press, 1998). またあえて別の表現を用いる場合もある。See, for instance, Thomas G. Weiss, *Military-Civilian Interactions: Intervening in*

「民軍協力」問題が生じた。その背景に、国際社会の構造転換があることを指摘するのは可能だろう。

冷戦が終焉した後の世界においては、かえって地域紛争の数が増えた一方で、対応を迫られる国際社会の側の原則的な一体感も高まり、国際平和活動が質・量の両面で拡大するという現象が起こった。単に国際平和活動の数が増えただけでなく、内容的にもそれまでは考えられなかった活動を含むものが目立って現れてくるようになった。また平和活動の担い手となるアクターも、多様化した。例えば軍事的手段を用いた強制措置の事例が増えたということから、従来は平和活動の実施機関とはみなされなかった地域機構が平和構築活動のアクターとして登場する、といった現象までが、はっきりと起こってくるようになった⁶。

こうした「ポスト冷戦時代」の傾向に加えて、2001年以降には、「唯一の超大国」である米国が、世界大の広がりを持つ「対テロ戦争」の文脈の中で、地域紛争の処理を行っていくという、さらに新たな傾向も作り出した。国際平和活動や国際人道・開発援助活動が、「対テロ戦争」というあからさまな戦争行為の論理にもとづいて、実施・調整されるという現象も起こってきたわけなのである。

こうした国際社会の現況の中で、現在の「民軍協力」問題が生まれてきている。つまり国際平和活動の質・量の拡大という現象の中で、軍事組織と文民組織が従来は想定していなかった場面で遭遇するという状況が、次々と生まれてきているのである。しかも両者の遭遇は、戦争の文脈の中で、政治的に解釈されるという問題性を多分に持っているかもしれない。そのような「民軍協力」問題の高まりの反映として、ボスニア紛争時の軍事組織と人道援助組織との共同航空管制、アフガニスタンにおける「PRT」の実践、そして世界各地で頻発する人道援助要員に対する度重なる武力攻撃、などの個々の問題が生まれてきているのである。

Humanitarian Crises (Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 1999); and Seung-Whan Choi and Patrick James, *Civil-Military Dynamics, Democracy, and International Conflict: A New Quest for International Peace* (London: Palgrave Macmillan, 2005).

⁶ 篠田英朗『平和構築と法の支配：国際平和活動の理論的・機能的分析』（創文社、2003年）、第1章、参照。

II. なぜ民軍の協力が求められるのか

このように冷戦終焉後世界の拡充する国際平和活動と国際人道・開発援助活動の「現場」において、多様なアクターの競合が問題視され、協力関係が全般的に促進されるようになった。そしてその過程において、軍事組織が、国際平和活動の一つの主要なアクターとしてあらためて認識されるようになり、その特性を活かした形で、他の組織と円滑な協力関係を構築していくことの必要性が唱えられるようになった。

軍事組織は、単に強制力としての武力行使をする能力を兼ね備えている組織であるだけではない。相当数の人間が、統制のとれた形で、輸送力なども具備しながら、なお迅速に動いていくことができるという点で、他の組織には見られない際立った特性を持っている。この特性は、国際平和活動や緊急人道援助活動の場面で、しばしば大きく注目される軍事組織の能力を示している。強制力が求められる軍事的に特殊な場面から、組織的かつ迅速な対処が求められる民生支援の一般的な場面におけるまで、様々な場面で軍事組織が、必要とされる。軍事組織は、機能が拡大した包括的な国際平和活動において、様々な場面の様々な理由にもとづいて、必要とされる組織なのである。

こうした実際の必要性に応じて、軍事組織の任務にも変化が生じた。例えば平和構築における「治安部門改革 (Security Sector Reform: SSR)」の一環として軍事組織改革が紛争後国で行われるような場合、当該国の兵士を訓練する役割を担うのは、国際社会の側の何らかの軍事組織であろう。また紛争当事者の間に調整者が入っていった停戦合意の仲介などにあたる場合、展開しうる軍事組織の存在が、和平プロセスの策定にあたって大きな意味を持つこともある。端的に言って、国際社会の側は、軍事制裁の可能性を後ろ盾に、交渉を進めていくこともあるだろう。また国際社会が提供する軍事組織のプレゼンスの程度に応じて、戦争犯罪人処罰や、選挙実施のスケジュールなどの平和構築活動の内容が左右されることもある。国際平和活動における軍事組織の役割は、ある意味で日々創造的に拡張され続けていると言ってよいのである。

その一方において、紛争地域などの危険地帯に、非武装の組織が入っていった継続的な活動を行うという場面もまた、冷戦後世界において飛躍的に増えた。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) のように、湾岸戦争後の大規模人道援助

活動などを通じて、新しい積極的行動主義へと転換していった組織もある⁷。国境なき医師団のように、介入主義的姿勢をとることも厭わず、紛争地帯であっても積極的な活動にあたること自体を組織的アイデンティティとしているような団体も増えた。あるいは数々の紛争後社会のために国連などの国際機関やドナー各国が大々的な支援を約束し続けているため、伝統的な意味での開発援助組織である世界銀行や各国援助庁などが、やはり困難な紛争後社会の状況の中で平和構築の枢要な担い手として行動するという現象も起こってきている。

人道・開発援助機関には、自らが持つ特性に応じた活動領域が想定される。つまり中立的な立場で、非軍事的な支援活動を行う場合、軍事組織ではなく、文民組織としての人道援助・開発援助組織の関与が求められることになるのである。しかし危険度が高い紛争地域での活動にあたっては、通常の人道援助・開発援助では想定していない事態が起こりうるため、特別な安全確保策などの対応を、文民組織であっても整備していくことが必要になる。

こうした軍事組織と文民組織の双方の事情から、両者の新しい関係が、新しい国際平和活動などの文脈で、模索されるようになった。きわめて劇的な事例は、非軍事的組織が、軍事組織による強制措置に基づく対応を強く求めるような場面である。例えば、湾岸戦争後にイラク北部に設定された「安全地帯」は、米英の航空戦力によって維持されたものだったが、国際的な人道援助組織が活動するための基盤ともなっていた。ボスニア紛争の際には、赤十字国際委員会（ICRC）が、国連安全保障理事会における意見表明の機会を捉えて、強制措置を前提にした「安全地帯」の設定を呼びかけるという、象徴的な出来事が起こった⁸。

民軍の協力関係の模索は、ある国が同時に軍事組織と文民組織を用いて介入しているような場合に、端的に現れてくる。例えば米国による1989年のパナマへの軍事介入（Operation Promote Liberty）とその後の軍民移管、1991年の湾岸戦争後の人道援助活動（Operation Provide Comfort）、1992年以降のソマリアにおける人道援助活動（Operation Restore Hope）などの1990年代初期の事例は、

⁷ See Astri Suhrke, Michael Barutciski, Peta Sandison and Rick Garlock, *The Kosovo Refugee Crisis: An Independent Evaluation of UNHCR's Emergency Preparedness and Response* (United Nations High Commissioner for Refugees, 2000), EPAU/2000/001.

⁸ See Hikaru Yamashita, *Humanitarian Space and International Politics: The Creation of Safe Areas* (Aldershot: Ashgate, 2004).

米国の積極的な介入行動によってもたらされる「民軍協力」問題のパターンを示している⁹。

国連のような国際機関が主導権を握っている場合においても、例えば国連カンボジア暫定統治機構（United Nations Transitional Authority in Cambodia: UNTAC）などに象徴される包括性の高い「第二世代」国連平和維持活動（PKO）、変則的に緊急人道援助との親和性を高めることが軍事組織の任務の中核になる国連保護隊（United Nations Protection Force: UNPROFOR）のような活動、大量の難民が急激に流出したため大規模な物資輸送計画が前提となる人道援助活動、多国籍軍による軍事介入の後に国連 PKO が展開して実施される軍民移管などの場合に、「民軍協力」問題は顕在化する。一つの和平合意の中に軍事組織と文民組織の役割が並列的に記載されている 1995 年のボスニア・ヘルツェゴビナの国際管理体制¹⁰、1999 年の国連安保理決議の中で両者の任務が並列的に記載されているコソボの暫定統治体制、2000 年以降のシエラレオネやコンゴ民主共和国などのアフリカ諸国に見られる軍事組織による人道援助機関などの文民組織の保護任務¹¹、2003 年以降のリベリアやコートジボワールやブルンジにおける軍事組織による DDR などを行う組織の保護任務、2001 年以降のアフガニスタンやイラクにおける「対テロ戦争」の枠組みと地域紛争解決の共存、2004 年の津波発生後の軍事組織も動員した大規模人道支援体制などは、必要に応じて軍事組織と文民組織の協力関係が求められてきた歴史的事例である。

III なぜ民軍の協力が警戒されるのか

このように重要な事例を通じて、冷戦後世界において民軍協力関係は発展してきた。その背景には、冷戦後世界の国際平和活動や人道援助活動の活性化という事情があった。つまり集団安全保障メカニズムの活性化、国連憲章 7 章の頻繁な発動と安全保障理事会の活性化、欧米諸国の積極的な関与を通じた機能

⁹ See, for instance, Erwin A. Schmidl, “Police Functions in Peace Operations: An Historical Overview” in Robert B. Oakley, Michael J. Dziedzic and Eliot M. Goldberg (eds.), *Policing the New World Disorder: Peace Operations and Public Security* (Honolulu: University Press of the Pacific, 1998).

¹⁰ 篠田英朗「国際平和活動における『法の支配』の確立：ボスニア＝ヘルツェゴビナを事例にして」、『広島平和科学』、26 号、2004 年、215-239 頁、参照。

¹¹ See Hideaki Shinoda, “Security Sector Reform and Peacebuilding in Africa with Special Reference to the Case of the Democratic Republic of Congo, *Hiroshima Peace Science*, vol. 28, 2006, pp. 155-172.

的な活性化、国連憲章上の「国際の平和と安全の脅威」に人道危機を含めた拡大解釈をほどこした法規範運用の活性化¹²、などの要素を、指摘することができるのである。

さらに特徴的なのは、冷戦後世界において、国際人道法が運用面で目を見張る変化を遂げていることである。地域紛争が国際社会にとっての深刻な問題になっているという認識が広まるにつれて、法的権威を持つ強制力を発揮するための数々の国際的な戦争犯罪法廷が設置されるようになった。「人道に対する罪」などの国際人道法規範 (*jus in bello*) の地位は、今や普遍的かつ至高のものであるように見える¹³。もちろんその背景には、自由民主主義的な価値規範の広がりという政治的状況がある¹⁴。

いずれにせよ権威を高めた国際人道法は、国際平和活動の性格も作り変えていくことになった。つまり国際人道法とは離れた領域でただ中立性原則を標榜する伝統的な平和維持活動から、戦争犯罪の問題にも毅然として立ち向かう人道法の厳格な適用者としての国際平和活動への転換が、しばしば目に見えて起こってきているのである。

そこで伝統的な平和維持活動の支柱であった「中立性」原則の形骸化という事態が、顕在化するようになった¹⁵。国際人道法という *jus in bello* の領域における規範性の高まりによる中立的立場の後退だけではない。実は *jus ad bellum* に関する「中立」的立場もまた、消滅し始めている。憲章7章の権威を後ろ盾にした国連安全保障理事会を中心とする集団安全保障メカニズムの国際平和活動分野における応用の常態化によって、国際社会が平和への確固たる意思を持

¹² 篠田英朗『『新介入主義』の正統性：NATOによるユーゴスラビア空爆を中心に』、広島市立大学広島平和研究所（編）『人道危機と国際介入－平和回復の処方箋』（有信堂、2003年）、参照。

¹³ Geoffrey Robertson, *Crimes against Humanity: the Struggle for Global Justice* (London: Allen Lane, 1999); M. Cherif Bassiouni, *Crimes against Humanity in International Criminal Law*, second edition (The Hague: Kluwer Law International, 1999); Mark Lattimer and Philippe Sands, *Justice for Crimes against Humanity* (Oxford: Hart, 2003).

¹⁴ See Roland Paris, *At War's End: Building Peace after Civil Conflict* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004).

¹⁵ 「中立性 (*neutrality*)」原則の相対化は、紛争当事者の一方に肩入れしたり、単に強制措置をとったりすることによって、起こるのではない。規範的立場の一貫性を保って「不偏性 (*impartiality*)」を維持することによって、逆に紛争当事者との関係だけを重視する「中立性」原則に修正を加える必要があるということになるのである。これは『ブラヒミ・レポート』が明確に示した立場である。See *Report of the Panel on United Nations Peace Operations*, UN Document A/55/305-S/2000/809, 21 August 2000, para. 50.

つ存在として現れてくるようになった。この新しい国際社会には、明確な中心と周辺、そして規範の擁護者と濫用者とがある。強制措置をとるにあたって、「中立性」原則は、二次的な問題となりつつあるのである。

このような明確な価値規範と行動規範を持ち合わせる国際社会が行う国際平和活動においては、中立性の原則はもはや絶対的なものではない。時には紛争当事者の中から、正統な権力保持者と戦争犯罪者とを区分けする活動まで、国際平和活動が行う場合がある。そして国際社会全体がそのような方向に動いている際に、例えば人道援助活動だけが中立性原則を絶対的なものとして維持することは、難しくなる。たとえ人道援助活動に従事している場合であっても、戦争犯罪は戦争犯罪としてみなしていかなければならないし、国際社会の正当な代表者はそのようなものとしてみなしていかなければならないのである。

だがそのようにして、国際平和活動の従事者のみならず、人道援助活動の従事者までが中立性原則に留保を付していくような場合、かつては顕在化しなかったような性質の諸問題が、次々と顕在化してくるようになる。まさにそこに「民軍協力」問題が、その政治的性格により、警戒されがちになる理由がある。

もし国際社会に正当な中心というものがあ、正当な国際平和活動も、正当な人道救援活動も、その同じ正当な中心の担い手によって実施されるのだとすれば、両者の区分は形式的な範疇分けでしかないということになる。具体的に言えば、安全保障理事会の動向を常任理事国として左右する特定の国が、国際平和活動の正当性を保証して実施し、また国際人道救援活動の正当性を保証して実施するという流れが、生まれてきてしまいかねないのである。そうなってしまったときには、今後は逆に、国際平和活動が行われる地域に住む対象者と、国際人道救援活動が行われる場所にいる対象者とが、同一の客体である可能性が出てくる。つまり支援する側が一体であるのと同時に、支援を受ける側も一体であるかもしれない。

様々なアクターの調整が唱えられたとしても、それは結局同じ主体が異なる顔を幾つか持っているに過ぎないのかもしれない。異なる資金源が語られている場合にも、それは結局共通の政治的目的を達成するためのチャンネルが多いということ以上を意味していないのかもしれない。したがって「民軍協力」問題が象徴するのは、欧米諸国が自らの手の内にある様々なアクターを駆使しな

がら、結局は非欧米地域に対する支配力を強めているという「新植民地主義」的な政治的動きなのかもしれない。かつて植民地時代に、軍事力を後ろ盾にした政治的植民地主義が、キリスト教と教会組織の広がりと一緒にものとなって、強者の弱者に対する支配を強めていったのと同じ性質の問題を、「民軍協力」は象徴しているのかもしれない。「対テロ戦争」において米国のブッシュ政権が唱えているのは、そうした二元的世界観なのかもしれない。

「民軍協力」問題が警戒心を持って見られるのは、協力関係がしばしば示してしまう高度に政治的な含意による。軍事組織は、政治的目標に従って行動する¹⁶。それは不可避的なことである。しかしもし他の人道援助組織や開発援助組織が、軍事組織と一体となって行動するとすれば、少なくとも事実上は、その強い政治的性格を共有することになるのである。民軍協力を推進しながら、原則としての中立性を維持し続けることは、ほとんど不可能である。現実にはどちらかを選択するか、あるいは両者の最適なバランスを見出していくしかないのである。

こうした「民軍協力」問題の政治的性格は、もちろん実はしばしば民軍協力が、その結果にかかわらず、それ自体が持つ政治的効果のゆえに、推進されがちであることを説明する。特に軍事組織が政治的に偏狭であると見なされる危険性を感じているとき、民軍協力は、軍事組織が行動の基盤としている政治的目標が裾野の広い包括的なものであることを証明するための格好の宣伝材料となる。民軍協力は、軍事組織にとっては機能低下につながりかねない負の側面を持っている。しかしそれでも民軍協力が推進されることが多いのは、つまりは期待される政治的効果が負の効果よりも大きいと判断される場合が非常に多いからなのである¹⁷。

¹⁶ 戦争が政治の一部であるということは、古典的な格言であり、戦争論の端緒に位置づけられるべき認識である。カール・フォン・クラウゼヴィッツ（清水多吉訳）『戦争論』（上）（中央公論新社、2001年）、参照。もちろん「民軍協力」問題は、軍事組織が戦争以外の行為に従事する際に顕在化してくるのだが、戦争行為を遂行するために形成されている組織であるという軍事組織の本質的性格は、個々の場面でどのような行動をとっているかという点によっては、変更されない。

¹⁷ 言うまでもなくこのような事情は、特異な「憲法問題」との関係を抱える日本の自衛隊において、独特の形で、顕著に現れるという傾向が、近年特に強く見られてきている。

IV 民軍協力において求められること

本章は「民軍協力」問題の性格を検討することを目的として、ここまでその本質部分にかかわる分析を行うことを試みてきた。ここまでの分析をふまえて、より実践的な観点から、「民軍協力」問題について付記しておくべき事項があるとすれば、それは以下の諸点のようなものであろう。

第一に、「民軍協力」問題の本質は、その政治性にある。

第二に、「民軍協力」が必要とされるのは、本来は現場の状況のためであり、政治的アジェンダのためではない。そのことは徹底して原則としていくべきである。ただし同時に、政治性を完全に除去することができないことも、忘れてはならない。

第三に、「民軍協力」によって軍事組織は政治的効果を得るが、文民組織は政治的効果を減らす。そのことについての相互理解が必要である。

第四に、「民軍協力」によって文民組織は物理的実益を得るが、軍事組織は物理的困難を持つ。そのことについての相互理解が必要である。

第五に、軍事組織と文民組織の思考回路の完全一致は不可能である、という前提から出発すべきである。必要なのは、専門性を尊重しあいつつ、共通目標に応じた調整が必要かつ可能である場合に、適切に必要なかつ可能な調整だけを行うことである。

第六に、平和構築や人道援助における軍事組織の性格や行動類型と、文民組織の性格や行動類型は異なるということを、相互に理解しあうことが必要である。集团的主義的文化と個人主義的文化、要員の駐留（派遣）期間の長短、フィールドの要員の持つ権限の大小、男女比率の大小、平均年齢の高低、思想的な軸のずれなどは、あらかじめ想定しておくべき重大な相違点である。

第七に、軍事組織は個々の軍事組織の相互の間で、組織的性格の相違の程度が小さい。それに対して、文民組織は、個々の組織の相互の間で、大きな相違が見られることがある。一般に軍事組織は、そもそも数が限られているうえに、共通の指揮権に属することも比較的容易である。これに対して、「文民組織」は無数に存在し、それぞれが異なった文化を持っている。したがって「民軍協力」には無数の対応策が想定される。それは軍事組織側の負担の大きさを物語るが、不可避的な事実である。軍事組織側はそれぞれの文民組織の文化を理解する努

力を払うべきであると同時に、そもそも「民軍協力」とはそのような課題を内包している問題であるということを十分に理解した専門の調整官を配置すべきである。したがって調整にあたっては、互いの組織的文化に関わるような要請は控えておくべきである。文民組織から見れば、軍事組織はあまりに強固な組織文化を持っており、文民組織は通常それを変更できないばかりか、影響を与えることすらきわめて困難である。文民組織の側は、そのことを認識しておく必要がある。軍事組織の側は、文民組織の側の軍事組織文化の理解のレベルは決して高くないという前提を持つておくことが必要である。ただし実は同様の事情は、逆の立場に立っても、あてはまる。

第八に、高いレベルでの調整が必要であると想定される場面では、政治家や外交官などの政治的決定・調整の介入を容認することも、場合によっては必要である。ただし政治的介入は、各組織の専門家集団としての性格に対する重大な挑戦と受け止められる可能性があり、慎重な配慮が必要である。政治的調整を恒常的に高いレベルで行うことは、決して本質的に望ましいことではない。

第九に、民軍協力は、冷戦後世界の国際平和活動の文脈で発展した。したがって現代の包括的な国際平和活動の文脈を前提とし、その原則や調整メカニズムとの調和を心がけていくべきである。

第十に、人道援助は常に善で、武力行使をすることは常に悪であるという図式を振りかざすことは、実は軍事組織の側に人道援助に従事する動機を高める結果をもたらしてしまいがちである。つまり軍事組織でありながら軍事活動に従事していないことを誇るような「擬似軍事部隊」を拡大再生産する傾向を強めてしまうであろうことは、認識しておくべきである。